



ゴミ集めにかけまわる

わたしは清掃作業員

○月○日 きょうはある定時収集地区へ行つた。この主婦は収集を手伝つてくれるだけでなく、終わつてから掃じをしてくれる。こういう日は同じ作業をやつてもずいぶん能率がちがうような気がする。

○月○日 官公庁や会社へ収集についていつも思うのは、書類を破いて捨てないでほしいということだ。書類を破いて捨てると収集が大変であるばかりでなく、風が強ければ飛び散つてしまう。ぜひやめてもらいたい。

○月○日 飲食店からは大量の残飯がだされる。この大量の残飯をそのままボリバケツやゴミ箱へ捨てる店が多い。これから暑くなるのでハエやカが発生しやすくなる。捨てるときはビニール袋に入れて、口をしつかりしばつてほしい。

○月○日 共同で大きなゴミ箱を使つている町内へ行つた。共同ゴミ箱がどうしてもきたなくなるのは、責任感がないからではないだろうか。各家庭にゴミ容器を備えれば町がキレイになるのに……。

○月○日 さいきんは、ほとんどの家で電気掃じ機を使用している。掃じ機で集めたゴミをそのまま捨てられると集めようがない。袋に入れるか、紙に包んで捨てれば、集めたあともキレイになるのに……。

○月○日 きょうは日曜日。朝早く散歩に行つたら、こどもたちが神社の掃じをしていた。ゴミが落ちていたらかたづける、公共の場所はよごさないという気持ちをいつまでもなくさないでほしい。

市内で1日にでるゴミは約120トン。このゴミを収集車21台作業員85人で収集しています。1日に集められるゴミの量は約100トンで、これを第1、第2清掃作業所で処理しています。第1、第2清掃作業所の処理能力は1日80トンですが、第2清掃作業所の焼却炉増設工事(20トン)が近く完成します。

無責任な飼い主には罰金

飼い犬条例 6月1日から施行

「飼い犬条例」が6月1日から施行されます。この条例は、飼い犬の管理を正しく行ない、社会生活の安全と公衆衛生の向上をはかるためにつくられたものです。

条例には、所有者の義務、標識の表示や罰則などが定められています。条例の内容をよく知り、おたがいに迷惑をかけないように注意しましょう。

管理上の注意

第2条

犬の所有者および管理者は、その飼い犬が人畜、他人の土地、物件などに害をあたえないように注意しなければならない。

所有者の義務

第3条

所有者、管理者は飼い犬の性質や形態に応じて、囲いの中に飼うか、またはクサリでつなぐなどの方法で、飼い犬が人畜などに害を加えないような措置をしなければならない。

○人畜に害を加えるおそれのある飼い犬は、その犬を制御できる者でなければつれだしてはならない。

○犬をつれ出す者は、犬につなまたはクサリをつけなければならない。

なお、次の場合はつな、クサリをつけなくてもよい。

- ・幼犬など人畜やその他のものに害を加えるおそれがない場合。
- ・狩猟、または犯罪の捜査のために使用するとき。
- ・人畜などに害を加えるおそれのない場所で訓練、運動、競技などをさせる場合。

- ・人畜などに害を加えるおそれのない方法で移動させるとき。
- ・このほか、特別の理由により市長が承認したとき。

標識の表示

第4条

所有者、管理者は、飼い犬がいることを明らかにするため、他人の見やすい場所に標識を表示しなければならない。



措置命令

第5条

市長は「所有者の義務」に違反していると認めた所有者、管理者に対し、被害を防止するため必要な措置をとることを命ずることができる。

○市長は、人畜などに害を加えた犬、またはかむきのある犬の所有者に対し、被害を防止するため必要な限度で、飼い犬に口輪をかけるか、おりに入れるなどの措置を命ずることができる。

飼い犬が人をかんだら届け出

第6条

飼い犬が人をかんだときは、その飼い犬の所有者、管理者はただちにその旨を市長に届け出をしなければならない。



飼い犬による被害の届け出

第7条

飼い犬に人がかまれたときは、被害者はその旨を市長に届け出ができる

立ち入り調査

第8条

市長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めたときは職員に立ち入り調査、または関係者に質問させることができる。

- 職員は、身分証明書を携帯し、関係者が請求したときは提示する。
- 立ち入り調査、関係者への質問は犯罪捜査のために認められたものではない

罰則

第9条

措置命令に従わなかつた者は、1万円以下の罰金または科料に処する。

○次のことに該当する場合は科料に。

- ・所有者の義務に違反した者。
- ・飼い犬が人をかんだのに届け出をしなかつたとき、または不正の届け出をした者。
- ・職員の調査を拒否したとき、または質問にうそをした者。

母子健康センターの健康相談

- 一般健康相談 毎週火曜日
- 妊娠婦健康相談 第1火曜日
- 乳幼児相談
 - ・第3水曜日 生後2~5ヶ月
 - ・第4水曜日 生後3~6歳

家族計画指導 第3水曜日

※時間は、平日が午前9時から午後3時まで。土曜日は午前9時から正午まで。

定期健康相談

- ・日時は毎月第3木曜日 午前10時から午後3時まで
- ・場所は須津支所
- ・成人病相談、乳幼児相談、家族計画指導、血圧測定など

騒音学校、病院の近くは特別規制 ビヨウ打ちやクイ打ち必ず届け出を

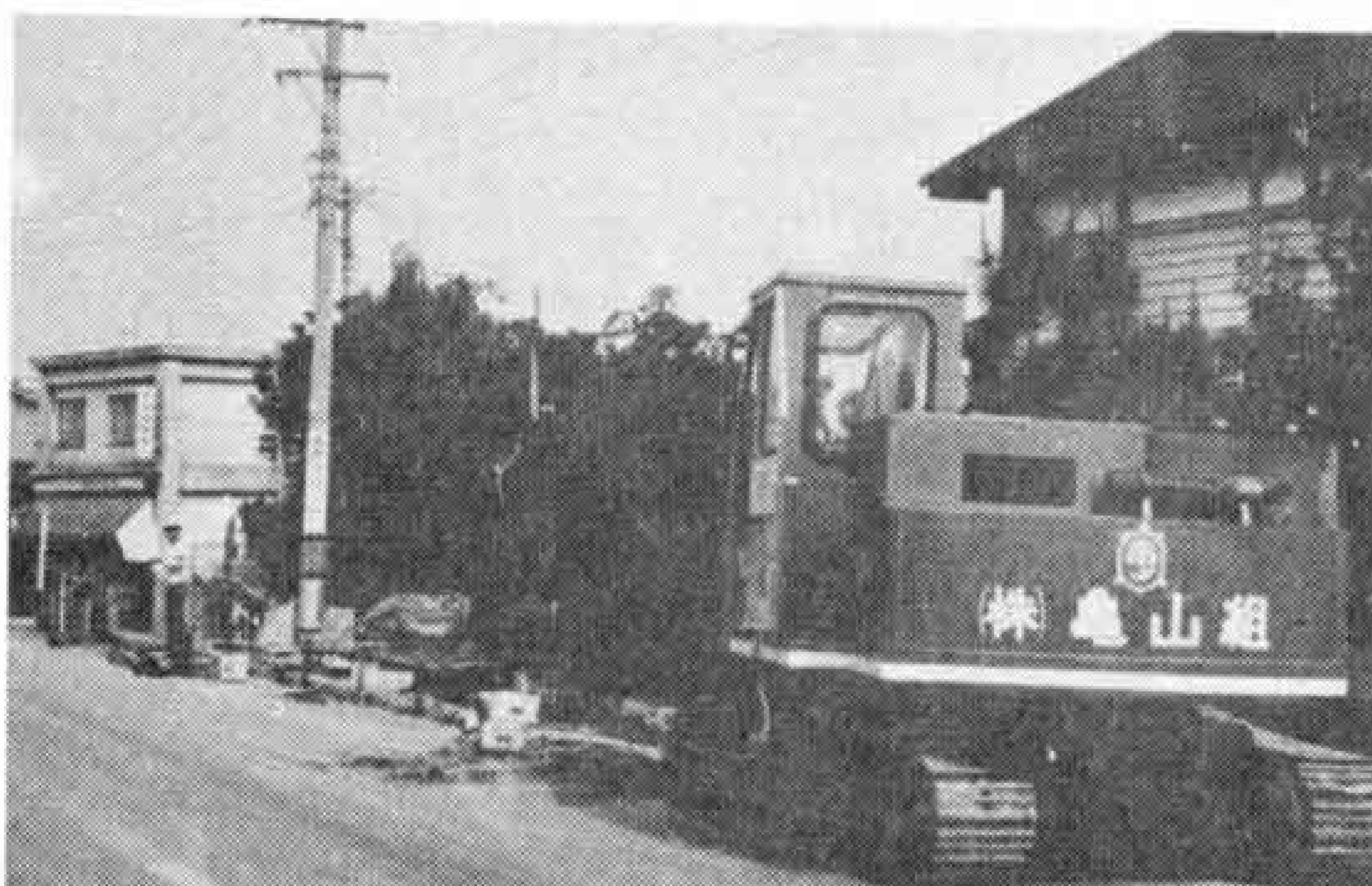
騒音規制法が6月1日から実施されます。この法律の対象になる「音」は工場騒音と建設工事騒音です。この工場騒音と工事騒音を規制するため、指定地域と規制基準をもうけました。=広報ふじNO42号掲載=このうち規制基準は次の施設のあるところでは、特定の規制をうけます。

工場騒音は学校、病院、などの敷地から50m以内にある工場で、特定の機械があるときは規制をうけます。この場合は規制数値から5ポンを引いた値にしなければなりません。

建設工事騒音は、学校、病院などの敷地から80m以内のところでクイ打ち、ビヨウ打ちなどの特定作業を行なうときは規制をうけます。この場合は市に届け出をし、規制基準をまもらなければなりません。市内にある法律で定められた施設は次のものです。

■幼稚園

元吉原幼稚園(大野町) 昭和幼稚園(東



学校、病院などの近くでビヨウ打ち、クイ打ちなど特定の建設工事を行なうときは届けを

比奈) 原田幼稚園(原田町2) 大淵幼稚園(中野1) 岩松幼稚園(松岡) 田子浦幼稚園(柳島) 浜分園(中丸) 須津幼稚園(神谷) 橘幼稚園(中里4) 柏原幼稚園(柏原) 鈴川幼稚園(鈴川浜町東) 今泉幼稚園(市場町) 聖母幼稚園(南町) 曙幼稚園(吉原5) 光明幼稚園(宮の上) 双葉幼稚園(上横割) こどもの国幼稚園(浅間町)

■学校

吉原小(高嶺町) 今泉小(富士見町) 伝法小(中村) 神戸小(神戸1) 元吉原小(今井東) 東小(浮島2) 須津小(中里八幡) 吉永第1小(東比奈2) 吉永2小(鶴無ヶ淵) 勢子辻分校(勢子辻) 原田小(原田町2) 大淵1小(中野1) 大淵2小(吉原富士本中) 富士1小(本市場) 富士2小(十兵衛) 田子浦小(中丸) 岩松小(林町) 鷹岡小(久沢西) 吉原1中(瓜島) 吉原2中(立小路) 元吉原中(鈴川浜町西) 須津中(中里八幡) 吉原東中(東比奈1) 吉原3中(西比奈1)

大淵中(中野1) 富士中(中島) 南中(森島) 田子浦中(川成島) 岩松中(林町) 鷹岡中(久沢東) 吉原商高(富士岡2) 吉原高校(上和田1) 吉原工業高(西比奈1) 富士高(松本) 富士見高(平垣)

■病院および診療所

中山医院(宮川町) 吉見医院(吉原4) 富士診療所(中央町1) 小森医院(緑町) 遠藤医院(吉原3)

渡辺医院(吉原5) 快明堂医院(中央町1) 米山病院(吉原4) 芦川病院(中央町2) 吉原病院(南町) 児玉医院(吉原4) 秋山医院(青島) 沢田医院(吉原3) 石川医院(瓜島) 山下医院(西国窪) 遠藤医院(吉原3) 三村医院(吉原3) 鈴木医院(和田町3) 米山医院(和田町1) 渡辺医院(吉原仲町1) 井上医院(田宿) 渡辺医院(宇東川本町) 鈴木医院(宇東川3) 秋山医院(富士岡3) 望月医院(西比奈1) 加藤医院(東比奈1) 清水医院(東比奈3) 平田医院(浮島2) 大富士病院(片倉) 共和医院(鷹岡本町1) 松本医院(久沢東) 鷹岡病院(天間大久保) 神谷医院(川成島) 武田医院(西宮島) 大谷医院(上横割) 岳南医院(上横割) つるが医院(下横割) 池谷医院(水戸島中) 戸田医院(水戸島) 長野医院(柚木) 宮下医院(平垣本町) 谷医院(平垣八幡町) 北西医院(本市場) 奥村医院(本市場) 金井医院(本市場) 川村医院(富士中島) 窪田医院(平垣) 中央病院(本市場) 原医院(松岡) 藤井医院(松岡) 窪田医院(岩本) 岩科医院(本市場)

■図書館

中央図書館(水の上)

■福祉施設

第1保育園(中央町3) 第2保育園(水の上) 第3保育園(宇東川本町) 第4保育園(東比奈2) 広見保育園(広見町1) 中野保育園(中野1) 蓼原保育園(蓼原) 南保育園(十兵衛) 浜保育園(鮫島) 北保育園(富士中島) 浅間保育園(入山瀬久保) 鷹岡保育園(鷹岡本町1) 厚原保育園(厚原中) 愛生保育園(浮島1) 緑ヶ丘保育園(吉原緑ヶ丘) 伝法保育園(伝法町2) 富士保育園(平垣) 旭保育園(天間) 宮の上保育園(宮の上) 岩松保育園(松岡) 芙蓉会(吉原緑ヶ丘) 富士見学園(八王子本町) ふじやま学園(八王子本町) 誠心少年少女の家(中比奈2) 林間学園(片倉)

交通傷害保険に加入しましたか

○保険料は

年間360円(1ヶ月30円。5月から加入すると330円)

○保険金は

2,000円から50万円まで

○対象になる事故は

自動車、自転車、荷車など車両による事故ならなんでも対象になります。

○申込み先は

本庁交通課、各事務所市民課各支所。



あしらせ



個人住宅の建設資金 貸し付け

県は、昭和44年度の個人住宅建設資金の貸し付けを次のように行なっています

■貸し付けの資格

- ・自分の住居を必要とする人
- ・昭和44年度住宅金融公庫資金貸付希望者で、住宅金融公庫から資金の貸し付けを受けて住宅を建設、購入する人
- ・自己資金の調達が確実にできる人
- ・月収が償還月額と住宅金融公庫の償還月額の4倍以上ある人
- ・同居する世帯員のある人
- ・昭和45年3月末日までに建設が確実に完了するもの

■対象になる建物

- ・専用住宅 30平方㍍（約9坪）以上
- ・併用住宅 120平方㍍（約36坪）以上

■貸し付け額

1件について50万円以内

■貸し付けの条件

- ・利率 年6分5厘
- ・償還期間 7年以内
- ・償還方法 割賦償還
- ・保証人 1名以上
- ・担保 不動産をあてる

■受け付けの期間

- ・第1回 6月2日から6月11日まで
- ・第2回 9月1日から9月10日まで

■申し込み先

市内各銀行および各信用金庫

体育指導委員が きまる

スポーツの実技指導、団体の育成などについて指導、助言をしてくれる「体育指導委員」がきまりました。

体育指導委員は、市民の体位の向上をはかるため、昭和36年からもうけられました。各地区ごとに選んでありますのでスポーツのことならなんでもお聞きください。なお、体育指導委員会事務局は教育委員会体育保健課内（和田町2丁目電52-3111）にあります。

浅井康弘（久沢）井出敏雄（本市場）
井出芳則（依田原）稻葉吉容（吉原2中）
漆畠敏（宮島）漆畠達哉（宇東川本町）
遠藤孝（中島新道町）石川浩堅（東国窪）
小沢進（栄町）太田はな子（靖国）尾崎

淳（中村町）押見賢治（弥生町）太田義男（鮫島）桂巻能郎（鷹岡小）金刺努（水戸島）川島礼一（吉原2丁目）大箸昭司（上横割）早房達雄（川成島）服部房夫（森島）吉田実（富士仲町）高木亮（柏原町1）田中正一（吉原商高）野田裕彦（久沢）久保田啓嗣（西国窪）松川久（広見町4）藤川隆司（広見町4）深堀明浩（駿河台）藤田栄治（鍛冶町2）藤田尚徳（三倉）藤島久計（松岡）小泉敏雄（松岡）佐藤嘉邦（桑崎）佐野通雄（依田橋）渋谷行康（宮の上）鈴木繁富（原田町1）鈴木学（原田町1）齊藤宗安（原田）塩谷進（宮の上）山田幸雄（立小路）山田朗（中里3）松下稔（増川）森友好（柏原3）望月透（栄町）宮崎欣也（十兵衛）平岩魁（松本）渡瀬清富（東比奈）渡辺喜弘（久沢）小林大八郎（吉原1）渡辺幸彦（天間）本多常民（橋下）

『水』をたいせつに

…6月1日から水道週間・相談所も…

わたしたちの生活に『水』は欠かすことできません。ところが、わたしたちはとかく『水』に無関心になりがちです。このため、水道を正しく理解していただくため、6月1日から「水道週間」が全国いつせいに行なわれます。

市はこの運動期間中に市内の各水道施設を市民みなさんにお見せします。水道事業に対する理解を深めるため、多くの人が見学におでかけください。

また「相談所」を吉原、富士、鷹岡各事務所に開設します。水道工事の手続きや料金のことなど、水道のことならなんでも相談に応じますのでご利用ください

＝訂正＝

・広報ふじNO41の7頁。「御幸町など14町新設」の記事中、吉原町1～5は吉原1～5丁目の誤りですので、訂正するとともにおわびします。

防空従事者に扶助金

…申し出は5月31日まで…

市は戦時中に防空従事者として死傷した警防団員、その遺族の調査を行なっています。

この調査は、昭和44年度に特別支出金を支給するために行なわれるものです。該当する人は、旧防空法による警防団員で防空に従事した人のうち、旧防空従事者扶助令にもとづく扶助金を受けなかつた警防団員かその遺族です。支給額は死亡が7万円、傷害が2万円です。

申し出の期間は昭和44年5月31日までで、申し出先は市消防本部（御幸町2番14号 電52-3114）です。

- ・広報ふじNO42の6頁。「歌会始め」の記事中、あて先が「100 東京都千代田区1番1号」となっていますが、「東京都千代田区千代田1番1号」の誤りです。

国、公団への苦情は行政相談員へ

■定例相談日

- ・第2水曜日 本庁
- ・第4水曜日 富士事務所
- ・時間は午後1時から3時

■相談員

- ・遠藤栄さん
(松本・電61-1234)
- ・井出安江さん
(富士見町・電52-0770)

